

(2)猫の引取り等の業務

令和3年4月1日現在

自治体名	猫の引取り等の業務																			
	引取り			移送 (引取場所→保管場所)		保管			処分					死体の処理			市町村に対する協力依頼事項	負傷動物収容実施		
	引取場所	箇所数	マイクロチップ確認	担当者	回数	保管場所	公開方法	保管期間	返還	譲渡			殺処分場所	箇所数	致死方法	焼却場所			箇所数	その他
									飼養希望者(個人)	飼養希望者(団体)	その他									
北海道	保健所(支所含)	40	○	-	-	保健所(支所含)	市町村での公示、一部ホームページで公開	(所有者からの引取り)0日～ ※譲渡適性があれば4日～ (所有者不明)4日～ ※譲渡適性があれば7日～	○	○	○	×	保健所(支所含)	40	麻酔薬の投与後に筋弛緩薬を投与	市町村等	0	-	死体の処理	○
青森県	動物愛護センター	1	○	動物愛護センター	毎日	動物愛護センター管理施設	一部をホームページで公開	3日以上譲渡対象となった場合は、新たな飼い主が見つかるまで	○	○	○	×	動物愛護センター管理施設	1	炭酸ガス及びベントバルビタール、フェノバルビタールの投与	動物愛護センター管理施設	1	-	1 広報 2 死体の収容	○
	同駐在	5		同駐在	週1回															
岩手県	保健所	9	○	-	-	保健所(動物保管施設)	公示ホームページ	(所有者からの引取り)0日～ ※譲渡適性等により延長 (所有者不明)7日～ ※譲渡適性等により延長	○	○	○	×	保健所(動物保管施設)	9	チアミナルナトリウム又はチオペンタールナトリウム注射後、炭酸ガス又は塩化サクシニルコリン注射	保健所(動物保管施設)又は市町村への委託	3	-	1 広報 2 公共の場所の動物の死体の処理 3 所有者不明犬の公示	○
宮城県	保健所(支所含)	9	○	保健所(支所含)	週1～2回(3保健所・1支所)	動物愛護センター 保健所(支所含)	公示一部ホームページで公開	(所有者からの引取り)1日～ ※譲渡適性があれば可能な限り延長保管(所有者不明)4日～ ※譲渡適性があれば可能な限り延長保管	○	○	○	×	動物愛護センター	1	高濃度のイソフルランを吸入させる	動物愛護センター	1	-	・公共場所における死体の収容 ・公示 ・広報	○

自治体名	猫の引取り等の業務																			
	引取り			移送 (引取場所→保管場所)		保管			処分					死体の処理			市町村に 対する協力依 頼事項	負傷動物 収容実施		
	引取場所	箇所数	マイクロ チップ 確認	担当者	回数	保管場所	公開 方法	保管期間	返還	譲渡			殺処分場所	箇所数	致死方法	焼却場所			箇所数	その他
									飼養 希望者 (個人)	飼養 希望者 (団体)	その他									
秋田県	保健所	2	○	保健所職員	月1回	動物愛護 センター	公示	(所有者からの引取り) 1～10日間(譲渡適性 あれば延長) (所有者不明) 引取場所3日～(移 送後保管場所で譲渡 適性があれば保管)	○	○	○	×	動物愛護セ ンター	1	薬品(塩酸 メドミジン 及びチアミ ラルナトリ ウム等) の注射	動物愛護 センター	1	-	・所有者不 存在の確認 ・公示	○
	動物愛護 センター	1	○	-	-															
山形県	動物愛護 (管理)セ ンター	4	○	-	-	動物愛護 (管理)セ ンター	市町村での 公示 ホームページ で公開	1～14日 (譲渡適性があれば延 長)	○	○	○	×	動物愛護 (管理)セ ンター	4	・イソフルラ ン ・ペントバル ビタールナ トリウム ・炭酸ガス	動物愛護 センター	1	-	1 広報 2 公共の 場における 死体の収容 及び処理 3 公示	○
福島県	動物愛護 センター	1	○	-	-	動物愛護 センター	公示、一部 をホーム ページで公 開	(所有者からの引取り) 1～10日間 ※譲渡適性等により最 大4か月 (所有者不明) 1日～1か月 ※譲渡適性等により最 大4か月	○	○	○	第二種 動物取 扱業者	犬・猫保 護管理 所	3	炭酸ガス又 は薬剤(メ ドミジン/ ミタゾラム/ ブトルファ ノール)で 麻酔後、筋 弛緩薬(ス キサメニ ウム)を投 与	犬・猫保 護管理 所	3	-	1 引取り場 所提供 2 公示 3 広報	○
	動物愛護 センター 支所	2	○	動物愛護センター 支所	毎日	犬・猫保 護管理 所														
茨城県	動物指導 センター	1	○	動物指導センター	毎日 (土日祝 除く)	動物指導 センター	公表 県のホーム ページ、市 町村役場、 保健所等 の公共機関 に掲示	(所有者からの引取り) 0日間～ (所有者不明) 7日間～	○	×	○	×	動物指導セ ンター	1	薬品の静脈 注射	動物指導 センター	1	-	1 公表の 掲示 2 引取業 務の協力 3 広報	○
栃木県	ドッグセン ター	2	○	-	-	ドッグセ ンター	一部をホー ムページで 公開	1日間～ ※譲渡適性があれば 延長	○	○	○	×	ドッグセン ター 動物愛護指 導センター	2	薬品(チオ ベンター ル、ペント バルビター ル)の注射	ドッグセ ンター	1	-	公共の場 における死 体の収容及 び処理	○

自治体名	猫の引取り等の業務																			
	引取り			移送 (引取場所→保管場所)		保管			処分					死体の処理			市町村に対する協力依頼事項	負傷動物収容実施		
	引取場所	箇所数	マイクロチップ確認	担当者	回数	保管場所	公開方法	保管期間	返還	譲渡			殺処分場所	箇所数	致死方法	焼却場所			箇所数	その他
									飼養希望者(個人)	飼養希望者(団体)	その他									
群馬県	動物愛護センター(出張所含む)	4	○	-	-	動物愛護センター(出張所含む)	公示ホームページ	(所有者からの引取り)0日間～※譲渡適性等により延長(所有者不明)5日間～※譲渡適性等により延長	○	○	○	×	動物愛護センター(管理保護棟)	1	キシラジン塩酸塩、チアマールNa等で鎮静・麻酔後、薬品(スキサメニウム)の筋肉注射	動物愛護センター(管理保護棟)	1	-	・広報 ・公共の場所の死体回収・処理	○
埼玉県	動物指導センター(支所含)	2	○	委託業者	週2回	動物指導センター	公示ホームページ	1～7日(※譲渡適性があれば延長)	○	○	○	×	動物指導センター	1	・炭酸ガス・注射(ペントバルビタールNa)	動物指導センター	1	-	公共場所における死体の収容	○
千葉県	動物愛護センター(支所含)	2	○	動物愛護センター職員(支所含)、一部委託業者	週2回(支所→本所)	動物愛護センター(支所含)	市町村で公示、ホームページで公開	1日間～(※譲渡適性があれば延長)	○	○	○	×	動物愛護センター	1	薬品(ペントバルビタール投与後、塩化スキサメニウム筋肉注射等)、一部炭酸ガス	業者委託	0	-	1 広報 2 死体収容	○
	保健所(支所含)	16			週1回(一部予約制)															
東京都	動物愛護相談センター	2	○	動物愛護相談センター 委託業者	随時	動物愛護相談センター	公示、ホームページ	7日	○	○	○	×	動物愛護相談センター	2	炭酸ガス又は薬品(ペントバルビタールナトリウム)の注射	民間委託	0	-	公示	○
	保健所設置市	1	○	委託業者	随時	町田市保健所 動物愛護相談センター(一部委託)		保健所1日 センター6日												

自治体名	猫の引取り等の業務																			
	引取り			移送 (引取場所→保管場所)		保管			処分					死体の処理			市町村に対する協力依頼事項	負傷動物収容実施		
	引取場所	箇所数	マイクロチップ確認	担当者	回数	保管場所	公開方法	保管期間	返還	譲渡			殺処分場所	箇所数	致死方法	焼却場所			箇所数	その他
									飼養希望者(個人)	飼養希望者(団体)	その他									
神奈川県	動物愛護センター	1	○	-	-	動物愛護センター	市町村での公示、ホームページで公開	(所有者からの引取り)制限なし ※譲渡適性があれば、譲渡できるまで (所有者不明)制限なし ※譲渡適性があれば、譲渡できるまで	○	○	○	×	動物愛護センター	1	薬品(ペントバルビタールカルシウム)経口投与又は薬品(キシラジン塩酸塩及びミダゾラム)注射、鎮静後薬品(スキサメニウム塩化物)注射	民間委託	0	-	・広報 ・死体の処理	○
	保健福祉事務所センター	8	○	動物愛護センター	毎月～金															
	保健所設置市	2	○	動物愛護センター	毎月～金															
新潟県	動物愛護センター	1	○	-	随時	動物愛護センター	公示 県HPでの公開	(所有者からの引取り)制限なし ※譲渡適性があれば、譲渡できるまで (所有者不明)制限なし ※譲渡適性があれば、譲渡できるまで	○	○	○	×	動物保護管理センター	2	ミダゾラム、塩酸メドミジン等の注射により鎮痛・麻酔後、塩化スキサメニウム等の注射により致死処分する	民間委託	0	-	広報	○
	動物保護管理センター	2		動物保護管理センター																
	保健所	12		動物愛護センター 動物保護管理センター 委託業者		保健所							1							
富山県	厚生センター(支所含)	8	○	動物管理センター	月～金 収容動物がいるときのみ移送を行う	厚生センター(支所含)	市町村で公示、一部をホームページで公開	1～14日 (譲渡適性があれば延長)	○	○	○	×	動物管理センター	1	薬品(ペントバルビタールナトリウム)の注射又は吸入麻酔薬(セボフルラン)	民間委託	0	-	・広報 ・死体の収容	○
	動物管理センター	1				動物管理センター														

自治体名	猫の引取り等の業務																			
	引取り			移送 (引取場所→保管場所)		保管			処分					死体の処理			市町村に対する協力依頼事項	負傷動物 収容実施		
	引取場所	箇所数	マイクロチップ 確認	担当者	回数	保管場所	公開 方法	保管期間	返還	譲渡			殺処分場所	箇所数	致死方法	焼却場所			箇所数	その他
									飼養 希望者 (個人)	飼養 希望者 (団体)	その他									
岐阜県	保健所 (支所舎)	11	○	-	-	保健所 (支所舎)	市町村で公 示、県ホー ムページで 公開	(所有者からの引取り) 1～5日間 ※譲渡適性があれば、 延長 (所有者不明) 1～5日間 ※譲渡適性があれば、 延長	○	○	○	×	保健所	7	薬品(アモ バルピター ル)経口投 与による麻 酔後、炭酸 ガス	市町村等 民間業者	6 1	-	広報	○
静岡県	保健所	15	○	委託団体(一部県 職員)	月1～2	動物管理 指導セン ター・動 物保護管 理所	保健所及び 市町での公 示・ホーム ページで公 開	1～3日 ※譲渡適性等により延 長	○	○	○	×	動物管理指 導センター	1	薬物の注射 (メデトミジ ン塩酸塩の 注射による 鎮静後、薬 品チアミ ラルナト リウムを注 射)	動物管理 指導セン ター	1	-	①公示 ②死体の収 容	○
	市役所・ 町役場	18	○	委託団体(一部県 職員)	月1～2															
愛知県	動物愛護 センター (支所舎)	4	○	-	-	動物愛護 センター (支所舎)	動物愛護セ ンター(支 所舎)、市 町村で公 示、ホーム ページで公 開	1～7日 (譲渡適性があれば譲 渡できるまで)	○	○	○	×	動物愛護セ ンター (支所舎)	4	薬品(ペント バルピター ルナトリウ ム等)の注 射	動物愛護 センター 本所	1	-	・広報 ・公示	○
三重県	保健所 (駐在舎)	9	○	-	-	保健所 (駐在舎)	保健所、市 町村での公 示	(所有者からの引取り) 1日間～ ※譲渡適性があれば、 譲渡できるまで (所有者不明) 4日間～ ※譲渡適性があれば、 譲渡できるまで	○	○	○	×	委託業者	0	薬品(バル ピツール 系)の注射	委託業者	0	道路等 での死 体は管 理者に 依頼	①広報 ②引取業務 補助	○
	保健所分 室 (四日市 市)	1	○	-	-	保健所分 室(犬舎)	公示・一部 ホームペ ージ	(所有者からの引取り) 1日間～ ※譲渡適性があれば、 可能な限り延長 (所有者不明) 3日間～ ※譲渡適性があれば、 可能な限り延長	○	○	○	×	委託業者	0	薬品(バル ピツール 系)の注射	委託業者	0	-	-	○

自治体名	猫の引取り等の業務																			
	引取り			移送 (引取場所→保管場所)		保管			処分					死体の処理			市町村に対する協力依頼事項	負傷動物収容実施		
	引取場所	箇所数	マイクロチップ確認	担当者	回数	保管場所	公開方法	保管期間	返還	譲渡			殺処分場所	箇所数	致死方法	焼却場所			箇所数	その他
									飼養希望者(個人)	飼養希望者(団体)	その他									
滋賀県	動物保護管理センター	1	○	委託団体	-	動物保護管理センター	市町に公示、委託団体HPで公開	1日間～ ※譲渡適性があれば、譲渡できるまで	○	○	×	×	動物保護管理センター	1	薬品(ペントバルビタールナトリウムあるいはチオペンタールの注射)	動物保護管理センター	1	-	公示	○
	保健所	6	○		週2回				○	○	×	×								
京都府	保健所	4	○	京都府庁	週0～4回	京都動物愛護センター本所及び支所 保健所	市町村での公示、一部をホームページで公開	(所有者からの引取り) 1日間～ ※譲渡適性があれば、可能な限り収容(所有者不明) 4日間～ ※譲渡適性があれば、可能な限り収容	○	○	×	×	京都動物愛護センター支所	1	薬品(ペントバルビタールナトリウム)の注射	民間委託	1	-	公示	○
大阪府	動物愛護管理センター	1	○	委託業者	週2回	動物愛護管理センター	公示府ホームページ	(所有者からの引取り) 1日間～ ※譲渡適性があれば譲渡できるまで(所有者不明) 4日間～ ※譲渡適性があれば譲渡できるまで 注:保管期間については、処分決定の日を参考としている。所有者不明は公示2日、予備日1日で4日目から保管。	○	○	○	×	動物愛護管理センター	1	・注射(ミダゾラム、キシラジン塩酸塩、ペントバルビタールナトリウム) ・措置機(イソフルラン+炭酸ガス)	民間施設に委託	0	-	広報	○
	支所	3												3						
兵庫県	動物愛護センター(支所含)	5	○	-	-	動物愛護センター(支所含)	公示、一部をホームページで公開	(所有者からの引取り) 1日間～ ※譲渡適性があれば譲渡出来るまで(所有者不明) 4日間～ ※譲渡適性があれば譲渡出来るまで	○	○	○	×	専用施設	6	・炭酸ガス ・静脈注射(ペントバルビタールNa)	専用施設	1	-	-	○

自治体名	猫の引取り等の業務																			
	引取り		移送 (引取場所→保管場所)		保管			処分					死体の処理			市町村に 対する協力依 頼事項	負傷動物 収容実施			
	引取場所	箇所数	マイクロ チップ 確認	担当者	回数	保管場所	公開 方法	保管期間	返還	譲渡			殺処分場所	箇所数	致死方法			焼却場所	箇所数	その他
									飼養 希望者 (個人)	飼養 希望者 (団体)	その他									
奈良県	保健所	4	○	動物愛護センター	週3~5回	動物愛護センター	公示	(所有者からの引取り) 1日間~ ※譲渡適性があれば、 譲渡できるまで (所有者不明) 7日間~ ※譲渡適性があれば、 譲渡できるまで	○	○	○	×	動物愛護センター	1	薬品(チオペンタールナトリウム)の注射	動物愛護センター	1	-	広報	○
	動物愛護センター	1																		
和歌山県	保健所(支所を含む)	8	○	動物愛護センター	随時	保健所(支所を含む)	公示及びホームページ	(所有者からの引取り) 1日間~ ※譲渡適性があれば、 譲渡できるまで (所有者不明) 3日間~ ※譲渡適性があれば、 譲渡できるまで	○	○	○	×	動物愛護センター	1	炭酸ガス(幼齢、老齢個体は薬剤注射ペンタバルビタール)	動物愛護センター	1	-	公示	○
	動物愛護センター	1	○	-	-	動物愛護センター														
鳥取県	総合事務所(保健所)	2	○	総合事務所(保健所)	毎日(閉庁日を除く)	犬管理所	県ホームページ、市町村ホームページ、各事務所掲示板	(所有者からの引取り) 0日間~ ※譲渡適性があれば可能な限り (所有者不明) 8日間~ ※譲渡適性があれば可能な限り	○	○	○	×	犬管理所	2	以下のいずれかの方法 ・薬品注射(ペンタバルビタールNa) ・鎮静剤(塩酸メドミジン)投与後に、麻酔薬を注射(チオペンタールナトリウム)し、塩化カリウムで心停止させる	民間業者	0	-	①広報 ②公示	○
島根県	保健所	7	○	○	週3回	保健所	保健所、市町村での公示(一部をホームページで公開)	1~7日	○	○	○	×	動物管理センター(業者委託)	1	-	動物管理センター(業者委託)	1	-	広報	○

自治体名	猫の引取り等の業務																			
	引取り			移送 (引取場所→保管場所)		保管			処分					死体の処理			市町村に対する協力依頼事項	負傷動物収容実施		
	引取場所	箇所数	マイクロチップ確認	担当者	回数	保管場所	公開方法	保管期間	返還	譲渡			殺処分場所	箇所数	致死方法	焼却場所			箇所数	その他
									飼養希望者(個人)	飼養希望者(団体)	その他									
岡山県	動物愛護センター	1	○	-	-	動物愛護センター	飼い主不明猫のみ動物愛護センター掲示、ホームページで公開	(所有者からの引取り)1日間～(譲渡適性あり) (所有者不明)9日間～(譲渡適性あり)	○	○	○	×	動物愛護センター	1	塩酸メデトミジンで鎮静後、ペントバルビタールNaの注射	動物愛護センター(業者委託)	1	-	広報	○
広島県	動物愛護センター	1	○	-	-	動物愛護センター	公示、一部をホームページで公開	(所有者からの引取り)1日間～ ※譲渡適性があれば、譲渡できるまで(所有者不明) 4日間～ ※譲渡適性があれば、譲渡できるまで	○	○	○	×	動物愛護センター	1	注射(チオペンタールナトリウム投与後スキサメニウム塩化物投与)	動物愛護センター	1	委託業者	-	○
山口県	市町	18	保管場所移送後に確認	市町	随時	保健所(支所舎)	公示ホームページ	7日間～ (所有者がいると推察される場合や譲渡適性がある場合は、可能な範囲で延長)	○	○	○	×	山口県動物愛護センター	1	薬品(鎮静・麻酔薬)の注射又は炭酸ガス	山口県動物愛護センター	1	-	引取り窓口 広報	○
徳島県	動物愛護管理センター	1	○	-	-	動物愛護管理センター	ホームページにて公示	(所有者からの引取り)3日間～ (所有者不明)3日間～ ※譲渡適性等により延長	○	○	○	×	特殊設備	0	炭酸ガス、一部薬品(塩酸メデトミジン、ケタミン酸塩酸、塩化スキサメニウム、ペントバルビタールナトリウム)の注射	民間委託業者	0	火葬及び焼却灰の処理	1.公共の場所の死体回収・処理 2.広報	○
	保健所	4	○	動物愛護管理センター	週2回															
香川県	保健所	4	○	保健所 動物愛護センター	随時	動物管理指導所、保健所、動物愛護センター	公示、ホームページで公開	(所有者からの引取り)0日間～ ※譲渡適性があれば、可能な範囲で延長。 (所有者不明)8日間～ ※譲渡適性があれば、可能な範囲で延長。	○	○	○	×	動物管理指導所	1	・炭酸ガス ・一部、薬剤(バルビツール系)の注射	動物管理指導所	1	-	・広報 ・公共の場所の死体の回収・処理等	○

自治体名	猫の引取り等の業務																			
	引取り		移送 (引取場所→保管場所)		保管			処分					死体の処理			市町村に対する協力依頼事項	負傷動物 収容実施			
	引取場所	箇所数	マイクロチップ 確認	担当者	回数	保管場所	公開 方法	保管期間	返還	譲渡			殺処分場所	箇所数	致死方法			焼却場所	箇所数	その他
									飼養 希望者 (個人)	飼養 希望者 (団体)	その他									
愛媛県	市町 (支所含)	37	○ セン ター収 容時に 確認	委託業者	引取り箇 所1箇所 につき原 則2~4回 /月	動物愛護 センター 市町 (支所含)	市町での公 示、一部を センター ホームページ で公開	(所有者からの引取り) 概ね7日間 ※譲渡適性があれば、 譲渡できるまで (所有者不明) 概ね7日間 ※譲渡適性があれば、 譲渡できるまで	○	○	×	譲渡仲 介者 (個人)	動物愛護セ ンター	1	炭酸ガス、 一部薬品 (ペントバル ビタールナ トリウム等) の注射	動物愛護 センター	1	灰は業 者に処 分委託	引取り業 務、収集ま で保管、施 策に協力 (条例に基 づく)	○
高知県	小動物管 理セン ター	2	○	-	毎日 (月~金)	小動物管 理セン ター	公示 ホームペ ージ	0日間~ ※譲渡適性等により延 長	○	○	○	×	小動物管 理セン ター	2	炭酸ガス	小動物管 理セン ター	1	-	広報	○
	福祉保健 所	5	○	小動物管理セン ター	週0~2回															
福岡県	保健所	9	○	(公財)福岡県動物 愛護センター	週2~3回	保健所	公示 ホームペ ージ	(所有者からの引取り) 1日間~ ※譲渡適性があれば、 譲渡できるまで (所有者不明) 7日間~ ※譲渡適性があれば、 譲渡できるまで	○	○	○	×	福岡県動物 愛護セン ター	1	炭酸ガス・ 一部薬品 (セコバル ビタールナ トリウム)の 注射	福岡県動 物愛護セ ンター	1	-	広報	○
佐賀県	保健福祉 事務所	5	○	委託業者	週1~2回	動物管理 センター 抑留所 保健福祉 事務所	公示 ホームペ ージで公開	1日~ (所有者からの引取り) ※譲渡適性があれば、 譲渡できるまで 7日~ (所有者不明の引取 り) ※譲渡適性があれば、 譲渡できるまで	○	○	○	×	動物管理セ ンター	1	薬品(ペント バルビタ ールナトリ ウム)の注射 又は炭酸ガ スの吸入	動物管理 センター	1	-	広報	○

自治体名	猫の引取り等の業務																			
	引取り			移送 (引取場所→保管場所)		保管			処分					死体の処理			市町村に対する協力依頼事項	負傷動物 収容実施		
	引取場所	箇所数	マイクロチップ確認	担当者	回数	保管場所	公開方法	保管期間	返還	譲渡			殺処分場所	箇所数	致死方法	焼却場所			箇所数	その他
									飼養希望者(個人)	飼養希望者(団体)	その他									
長崎県	保健所	8		保健所 委託業者	週1回	保健所 管理所	市町での公示 ホームページによる公開	(所有者からの引取り) 1日～ ※譲渡適性があれば延長 (所有者不明) 1日～ ※譲渡適性があれば延長	○	○	○	×	保健所 管理所	4 1	炭酸ガス	保健所 管理所	4 1	-	1 引取り窓口の設置 2 引取り時の県民への指導	○
	管理所	1	○																	
	市町	9	○																	
熊本県	保健所	10	○	動物愛護センター	週4日 (1日2～3保健所)	保健所、 動物愛護センター	市町村での公示、ホームページで公開	(所有者からの引取り) 1日～(譲渡適性あれば延長) (所有者不明) 4日～(譲渡適性あれば延長)	○	○	○	×	動物愛護センター	1	塩酸メデトミジン、インゾール、塩化カリウムの注射	動物愛護センター	1	-	広報、引取・譲渡業務への協力	○
大分県	保健所(保健部 含)・動物愛護センター	10	○	保健所 動物愛護センター	随時	保健所(保健部 含) 動物愛護センター	一部をホームページで公開	1～7日 ※譲渡適性等により延長	○	○	○	×	センター分所	1	炭酸ガス	センター分所	1	-	広報	○
宮崎県	動物愛護センター	1	○	-	-	動物愛護センター		(所有者からの引取り) 7日～ ※譲渡適性等により延長	○	○	○	×	動物保護管理所	2	炭酸ガス	動物保護管理所	2	-	1 広報 2 公共の場の死体の回収	○
	保健所	7	○	保健所 委託業者	随時	保健所 動物保護管理所	市町村での公示、一部をホームページで公開	(所有者からの引取り) 7日～ ※譲渡適性等により延長	○	○	○	×	動物保護管理所	2	炭酸ガス	動物保護管理所	2	-		○

自治体名	猫の引取り等の業務																			
	引取り		移送 (引取場所→保管場所)		保管			処分					死体の処理			市町村に 対する協力依 頼事項	負傷動物 収容実施			
	引取場所	箇所数	マイクロ チップ 確認	担当者	回数	保管場所	公開 方法	保管期間	返還	譲渡			殺処分場所	箇所数	致死方法			焼却場所	箇所数	その他
									飼養 希望者 (個人)	飼養 希望者 (団体)	その他									
鹿児島県	動物管理 所	3	○	委託業者	随時	動物管理 所	公示 ホームペ ージ	(所有者からの引取り) 約1週間 ※譲渡適性があれば、 可能な限り譲渡まで (所有者不明)	○	○	○	×	動物管理 所	3	薬品(フェノ バルビター ル投与後、 スキサメ ニウムの注 射)、又炭 酸ガス	動物管理 所	3	-	-	○
	保健所	13		保健所		保健所		(所有者からの引取り) 約1週間 ※譲渡適性があれば、 可能な限り譲渡まで					保健所	4		市町村	7			
沖縄県	動物愛護 管理セン ター(一時 抑留所 含む)	1	○	動物愛護管理セン ター	毎日(土 日祝祭日 等閉庁日 を除く)	動物愛護 管理セン ター	公示、掲 示、ホーム ページ	(所有者からの引取り) 1日～ ※譲渡適性があれば 譲渡できるまで (所有者不明) 7日間～ ※譲渡適性があれば 譲渡できるまで	○	○	○	×	動物愛護管 理センター	3	炭酸ガス又 は薬品(チ オペンター ルナトリウ ムの注射)	動物愛護 管理セン ター	3	-	広報	○
	保健所	2	○	-	-	保健所		(所有者からの引取り) 1日間～ ※譲渡適性等により延 長 (所有者不明) 5日間～ ※譲渡適性等により延 長					一部は保健 所			一部は市 の焼却施 設				
札幌市	動物管理 センター (支所含)	2	○	動物管理センター	毎日	動物管理 センター (支所含)	市による公 示 一部をホー ムページ、 Twitterアカ ウントで公 開	(所有者からの引取り) 3日間～ (所有者不明) 5日間～	○	○	○	×	動物管理セ ンター(支 所含)	2	・ペントバル ビタールナ トリウム注 射 ・イソフル ラン吸入麻 酔と塩化カ リウム静脈 内注射の併 用	動物管理 センター 支所	1	-	-	○
	各区保健 センター (法35条3 の引取り)	10																		

自治体名	猫の引取り等の業務																			
	引取り			移送 (引取場所→保管場所)		保管			処分					死体の処理			市町村に 対する協力 依頼事項	負傷動物 収容実施		
	引取場所	箇所数	マイクロ チップ 確認	担当者	回数	保管場所	公開 方法	保管期間	返還	譲渡			殺処分場所	箇所数	致死方法	焼却場所			箇所数	その他
									飼養 希望者 (個人)	飼養 希望者 (団体)	その他									
仙台市	動物管理センター	1	○	-	-	動物管理センター	公示、ホームページ	(所有者からの引取り) 0日間～ (所有者不明) 7日間～	○	○	○	×	動物管理センター	1	炭酸ガス又は薬品(チオペンタールナトリウム)の注射	動物管理センター	1	-	-	○
さいたま市	動物愛護ふれあいセンター	1	○	-	-	動物愛護ふれあいセンター	区役所での公示、ホームページ	(所有者からの引取り) 1日以上 (所有者不明の引取り) 6日以上	○	○	○	×	動物愛護ふれあいセンター	1	薬品(チオペンタールナトリウム)の注射または炭酸ガス	市営火葬場	1	-	-	○
千葉市	動物保護指導センター	1	○	-	-	動物保護指導センター	告示、ホームページ	(所有者からの引取り) 1日間～ ※譲渡適性があれば、 可能な限り譲渡まで (所有者不明) 5日間～ ※譲渡適性があれば、 可能な限り譲渡まで	○	○	○	譲渡事業協力者	動物保護指導センター	1	薬品(チオペンタールナトリウム)の注射	民間業者に委託	0	-	-	○
横浜市	区福祉保健センター(傷病は獣医科病(医)院)	18 (193)	○	動物愛護センター(原則、委託業者)	随時 (月～金)	動物愛護センター(傷病は獣医科病(医)院を経由)	収容区で公示、ホームページで公開	(所有者からの引取り) 保管期間の定めなし ※譲渡適性があれば 譲渡されるまで (所有者不明) 4日間～ ※譲渡適性があれば 譲渡されるまで	○	○	○	×	動物愛護センター	1	チオペンタールナトリウムの注射	市営斎場	1	-	-	○
川崎市	動物愛護センター	1	○	動物愛護センター	日～木	動物愛護センター	動物愛護センターホームページで公開、公示	1～7日 (譲渡適性があれば延長)	○	○	○	×	動物愛護センター	1	薬品(ペントバルビタールナトリウム等)の注射	環境局(専用炉)	1	-	-	○
	区役所地域みまもり支援センター	7	○		依頼毎 (月～金)															

自治体名	猫の引取り等の業務																			
	引取り			移送 (引取場所→保管場所)		保管			処分						死体の処理			市町村に対する協力依頼事項	負傷動物 収容実施	
	引取場所	箇所数	マイクロチップ 確認	担当者	回数	保管場所	公開 方法	保管期間	返還	譲渡			殺処分場所	箇所数	致死方法	焼却場所	箇所数			その他
									飼養 希望者 (個人)	飼養 希望者 (団体)	その他									
相模原市	保健所 (分室含む)	2	○	委託業者	随時 (平日)	神奈川県 に委託	公示	神奈川県に委託	○	○	○	神奈川県に委託	神奈川県に委託	0	神奈川県に委託	神奈川県に委託	0	-	-	○
新潟市	動物愛護 センター	1	○	-	-	動物愛護 センター	公示 ホームページ	(所有者からの引取り) 0日間～ ※譲渡適性があれば、 譲渡できるまで (所有者不明) 0日間～ ※譲渡適性があれば、 譲渡できるまで	○	○	×	×	保健所管理 施設	1	炭酸ガス 又は薬品 (チオペン タールナトリ ウム)の注 射	民間業者 へ委託	0	-	-	○
	区役所	7	○	業者委託	依頼毎 (平日)															
静岡市	動物指導 センター	2	○	動物指導センター	随時(月 ～金)	動物指導 センター	公開せず	(所有者からの引取り) 1日間～ ※譲渡適性があれば、 譲渡できるまで (所有者不明) 1日間～ ※譲渡適性があれば、 譲渡できるまで	○	○	○	×	動物指導セ ンター	1	ミタゾラム、 ブトルファ ノール酒石 酸塩、塩酸 メトミジンの 混合薬を前 投与後、無 意識下にスキ サメニ ウムを投与し 安楽死処 置	動物指導 センター	1	-	-	○ 市獣医師 会に業務 委託

自治体名	猫の引取り等の業務																			
	引取り			移送 (引取場所→保管場所)		保管			処分						死体の処理			市町村に 対する協力依 頼事項	負傷動物 収容実施	
	引取場所	箇所数	マイクロ チップ 確認	担当者	回数	保管場所	公開 方法	保管期間	返還	譲渡			殺処分場所	箇所数	致死方法	焼却場所	箇所数			その他
									飼養 希望者 (個人)	飼養 希望者 (団体)	その他									
浜松市	動物愛護 教育セン ター	1	○	委託業者	-	動物愛護 教育セン ター	公開せず	(所有者からの引取り) 1日間～ ※譲渡適性があれば、譲 渡できるまで (所有者不明) 1日間～ ※譲渡適性があれば、譲 渡できるまで	○	○	○	×	動物愛護教 育センター	1	塩酸メデトミ ジン等の注 射による鎮 静後、ペン トバルビ タルナトリ ウム注射	市営斎場	1	-	-	○
	保健所 (支所 含む)	2	○	委託業者	随時															
	区役所 (協働セン ター含む)	9	○ セン ター収 容後に 確認	委託業者	随時															
名古屋市	動物愛護 センター	1	○	-	-	動物愛護 センター	公示 ホームペ ージ(一部)	(所有者からの引取り) 1日間～ ※譲渡適性があれば、 譲渡できるまで (所有者不明) 1日間～ ※譲渡適性があれば、 譲渡できるまで	○	○	○	×	動物愛護セ ンター	1	薬品(ペン トバルビ タル等)の注 射	市営斎場	1	-	-	○
京都市	各医療衛 生コー ナー	10	○	京都動物愛護セン ター	毎日 (土日、 祝祭日、 年末年始 を除く)	京都動物 愛護セン ター本所 及び支所	公示、ホー ムページ (HP上は譲 渡対象猫、 保護猫のみ 公開)	(所有者からの引取り) 1日間～ ※譲渡適性があれば、 可能な限り収容 (所有者不明) 4日間～ ※譲渡適性があれば、 可能な限り収容	○	○	×	×	京都動物愛 護センター 支所	1	ペントバル ビタルナ トリウム または、チ オペンタ ルナトリ ウム注 射による 処置(状況 に応じて 事前に他 麻酔薬に よる鎮 静処置も 実施)	民間委託	1	-	-	○
	京都動物 愛護セン ター本所	1																		

自治体名	猫の引取り等の業務																			
	引取り			移送 (引取場所→保管場所)		保管			処分						死体の処理			市町村に 対する協力依 頼事項	負傷動物 収容実施	
	引取場所	箇所数	マイクロ チップ 確認	担当者	回数	保管場所	公開 方法	保管期間	返還	譲渡			殺処分場所	箇所数	致死方法	焼却場所	箇所数			その他
									飼養 希望者 (個人)	飼養 希望者 (団体)	その他									
大阪市	動物管理 センター	1	○	動物管理センター	毎月第1 ～第4金 曜日(休 日は除 く)	動物管理 センター	公示 ホームペ ージ	0日～ (所有者判明: ※譲渡適性等により延 長) 4日～ (所有者不明: ※譲渡適性等により延 長)	○	○	○	×	動物管理セ ンター	1	薬品(塩酸 メドミジン 及びミダゾ ラム)による 鎮静と薬品 (チオベン タールナトリ ウム)の注 射。または 薬品(ペント バルビター ルナトリウ ム)の注射 のみ	民間委託	0	-	-	○
	保健福祉 センター	24	○ (動物 管理セ ンター 移送後 に確認)																	
堺市	動物指導 センター	1	○	-	-	動物指導 センター	所有者不明 猫は動物指 導センター で公示、一 部ホーム ページで公 開	0日～ (所有者からの引取り ねこ) 4日～ (所有者不明ねこ)	○	○	×	×	動物指導セ ンター	1	薬品(チオ ペンタール) の注射	環境局 クリーン センター	1	-	-	○
神戸市	動物管理 センター	1	○	-	-	動物管理 センター	公示	(所有者からの引取り) 1日～ ※譲渡適性があれば 延長 (所有者不明) 3日～ ※譲渡適性があれば 延長	○	○	○	×	動物管理セ ンター	1	薬品(チオ ペンタール ナトリウム、 ペントバル ビタールナ トリウム)の 注射	動物管理 センター	1	-	-	○
岡山市	保健所	1	○	-	-	保健所	公示 ホームペ ージ	1日間～ (譲渡適性があれば延 長)	○	○	○	×	岡山県に委 託	0	岡山県に委 託	岡山県に 委託	0	-	-	○

自治体名	猫の引取り等の業務																			
	引取り			移送 (引取場所→保管場所)		保管			処分					死体の処理			市町村に 対する協力依 頼事項	負傷動物 収容実施		
	引取場所	箇所数	マイクロ チップ 確認	担当者	回数	保管場所	公開 方法	保管期間	返還	譲渡			殺処分場所	箇所数	致死方法	焼却場所			箇所数	その他
									飼養 希望者 (個人)	飼養 希望者 (団体)	その他									
広島市	動物管理センター	1	○	-	-	動物管理センター	公示ホームページ	(所有者からの引取り)0日間～ ※譲渡適性等により延長 (所有者不明)14日間～ ※譲渡適性等により延長	○	○	○	×	動物管理センター	1	薬品(チオペンタールとスキサメニウム)の注射	広島市市営火葬場	1	-	-	○
北九州市	動物愛護センター	1	○	委託業者	随時	動物愛護センター	公開せず	(所有者からの引取り)0日～ ※適性に関係なく何日でも保管 (所有者不明)5日～ ※適性に関係なく何日でも保管	○	○	○	×	動物愛護センター	1	・静脈注射(ペントバルビタールNa) ・子猫の場合:腹腔内接種(ペントバルビタールNa)	動物愛護センター	1	-	-	○
福岡市	動物愛護管理センター	1	○	動物愛護管理センター	平日	動物愛護管理センター	掲示、ホームページ	(所有者から引取り)0日間～ ※譲渡適性があれば、譲渡できるまで (所有者不明)6日間～ ※譲渡適性があれば、譲渡できるまで	○	○	○	×	動物愛護管理センター	1	炭酸ガス又は鎮静薬投与後、バルビタール系麻酔薬の注射	民間委託	0	-	-	○
熊本市	熊本市動物愛護センター	1	○	-	-	熊本市動物愛護センター	市での公示及びホームページで公開	(所有者からの引取り)1日間～ ※譲渡適性があれば、譲渡できるまで (所有者不明)5日間～ ※譲渡適性があれば、譲渡できるまで	○	○	○	×	熊本市動物愛護センター	1	塩酸メドミジン注射で沈静後、ペントバルビタールナトリウムの注射による安楽死	市管理焼却施設(動物用)	1	-	-	○
旭川市	旭川市動物愛護センター	1	○	-	-	旭川市動物愛護センター	公示ホームページ	原則2週間以上	○	○	○	×	旭川市動物愛護センター	1	塩酸メドミジン注射で沈静後、塩化スキサメニウムの注射による安楽死	民間業者に委託	0	-	-	○

自治体名	猫の引取り等の業務																			
	引取り			移送 (引取場所→保管場所)		保管			処分					死体の処理			市町村に対する協力依頼事項	負傷動物収容実施		
	引取場所	箇所数	マイクロチップ確認	担当者	回数	保管場所	公開方法	保管期間	返還	譲渡			殺処分場所	箇所数	致死方法	焼却場所			箇所数	その他
									飼養希望者(個人)	飼養希望者(団体)	その他									
函館市	保健所	1	○	保健所	週5回	犬猫管理所	ホームページ	1～14日間	○	○	○	×	犬猫管理所	1	炭酸ガス	犬猫管理所	1	-	-	○
青森市	青森県動物愛護センター内保健所生活衛生課分室	1	○	青森県動物愛護センター内保健所生活衛生課分室	随時	青森県動物愛護センター管理施設	一部公示、一部をホームページで公開	(所有者からの引取り) ・0日～ (所有者不明) ・3日～ ・離乳前の個体及び状態の悪い個体は0日～ ※譲渡対象となった場合は、飼い主が見つかるまで	○	青森県に委託	青森県に委託	×	青森県に委託	0	青森県に委託	青森県に委託	0	-	-	○
八戸市	八戸市保健所分室	1	○	八戸市保健所分室	随時	八戸市保健所分室	公示ホームページ	3日以上(土日祝日を含まない)	○	青森県に委託	青森県に委託	×	青森県に委託	0	青森県に委託	青森県に委託	0	-	-	○
盛岡市	盛岡市保健所	1	○	盛岡市保健所	随時	岩手県県央保健所犬猫保護センター及び盛岡市保健所	センター掲示板への公示(センターに保管した場合)、ホームページ掲載、SNS掲載	(所有者からの引取り) 0日～ ※譲渡適性があれば、譲渡できるまで (所有者不明の引取り) 4日～ ※譲渡適性があれば、譲渡できるまで	○	○	○	×	岩手県県央保健所犬猫保護センター	0 (処分自体は行っているが、処分場所は県の施設を借用)	麻酔薬(ペントバルビタールナトリウム又は塩酸メドミジン)を筋肉内注射し、意識喪失を確認したうえで筋弛緩薬(サクシニルコリン)を皮下等に注射	岩手県に委託	0	-	-	○

自治体名	猫の引取り等の業務																			
	引取り			移送 (引取場所→保管場所)		保管			処分					死体の処理			市町村に 対する協力依 頼事項	負傷動物 収容実施		
	引取場所	箇所数	マイクロ チップ 確認	担当者	回数	保管場所	公開 方法	保管期間	返還	譲渡			殺処分場所	箇所数	致死方法	焼却場所			箇所数	その他
									飼養 希望者 (個人)	飼養 希望者 (団体)	その他									
秋田市	保健所	1	○	保健所	所有者有 り 隔週 所有者不 明 随時	保健所	公示、ホ ームペー ジ	(所有者からの引取り) 1日間～ ※譲渡適性があれば、 譲渡できるまで (所有者不明) 3日間～ ※譲渡適性があれば、 譲渡できるまで	○	○	○	×	保健所	1	塩酸メデトミ ジンの注射 で鎮静後、 チオベン タールナト リウムの注射	秋田県に 委託	0	-	-	○
山形市	動物愛護 センター	1	○	-	-	動物愛護 センター	公示 ホームペー ジ	(所有者からの引取り) 0日間～ ※譲渡適性等により延 長 (所有者不明の引取 り) 4日間～ ※譲渡適性等により延 長	○	○	○	×	動物愛護セ ンター	1	ミダゾラム、 ブトルファ ノール、塩 酸メデトミ ジンの注射 による鎮静 後、セコバ ルピタール ナトリウム の注射	エネ ル ギー 回 収 施 設	2	-	-	○
郡山市	保健所	1	○	保健所	所有者: 週1回 所有者不 明: 随時	保健所、 委託先の 福島県動 物愛護セ ンター	公示 ホームペー ジ	(所有者からの引取り) 1日間～ ※譲渡適性があれば、 譲渡できるまで (所有者不明) 4日間～ ※譲渡適性があれば、 譲渡できるまで	○	○	○	×	福島県に委 託	0	福島県に委 託	福島県に 委託	0	-	-	○
いわき市	保健所	1	○	委託業者	週1回	犬管理所 又は保健 所	公示、 ホ-ムペ- ジ	(所有者からの引取り) 0日～ ※譲渡適性があれば 可能な限り延長 (所有者不明の引取 り) 0日～ ※譲渡適性があれば 可能な限り延長	○	○	○	×	犬管理所 又は保健所	2	炭酸ガス又 は薬品(ラ ボナールな ど)の注射	犬管理所	1	-	-	○

自治体名	猫の引取り等の業務																			
	引取り			移送 (引取場所→保管場所)		保管			処分					死体の処理			市町村に対する協力依頼事項	負傷動物収容実施		
	引取場所	箇所数	マイクロチップ確認	担当者	回数	保管場所	公開方法	保管期間	返還	譲渡			殺処分場所	箇所数	致死方法	焼却場所			箇所数	その他
									飼養希望者(個人)	飼養希望者(団体)	その他									
福島市	保健所	1	○	-	-	保健所、福島県動物愛護センター	公示ホームページ	(所有者からの引取り) 0日間～8か月 ※譲渡適性等により延長あり (所有者不明) 5日間～8か月 ※譲渡適性等により延長あり	○	○	×	×	福島県に委託	0	福島県に委託	福島県に委託	0	-	-	○
水戸市	動物愛護センター	1	○	-	-	動物愛護センター	公示ホームページ	(所有者からの引取り) 1日間～ ※譲渡適性があれば譲渡できるまで (所有者不明) 7日間～ ※譲渡適性があれば譲渡できるまで	○	○	×	×	茨城県に委託	0	茨城県に委託	茨城県に委託	0	-	-	○
宇都宮市	保健所	1	○	委託業者	月～金	栃木県に委託	一部をホームページで公開	(所有者からの引取り) 0～14日間 ※譲渡可能であれば延長 (所有者不明) 0～14日間 ※譲渡可能であれば延長	○	○	○	×	栃木県に委託	0	栃木県に委託	栃木県に委託	0	-	-	○
前橋市	保健所	1	○	-	-	保健所	ホームページ	(所有者からの引取り) 0日間～ ※譲渡適性等により延長 (所有者不明) 0日間～ ※譲渡適性等により延長	○	○	○	×	群馬県に委託 保健所	1	群馬県に委託 麻酔薬(バルビツール系睡眠薬)の注射	群馬県に委託	0	-	-	○

自治体名	猫の引取り等の業務																			
	引取り			移送 (引取場所→保管場所)		保管			処分						死体の処理			市町村に対する協力依頼事項	負傷動物 収容実施	
	引取場所	箇所数	マイクロチップ 確認	担当者	回数	保管場所	公開 方法	保管期間	返還	譲渡			殺処分場所	箇所数	致死方法	焼却場所	箇所数			その他
									飼養 希望者 (個人)	飼養 希望者 (団体)	その他									
高崎市	動物愛護センター	1	○	-	-	動物愛護センター	公示、公式ホームページ	(所有者からの引取り) 0日間～ ※譲渡適性があれば譲渡決定まで (所有者不明の引取り) 5日間～ ※譲渡適性があれば譲渡決定まで	○	○	○	×	群馬県に委託	0	群馬県に委託	群馬県に委託	0	-	-	○
川越市	保健所	1	○	委託業者又は職員	随時	動物管理センター	公示・ホームページ	(所有者からの引取り) 1日間～ ※譲渡適性等により延長 (所有者不明) 3日間～ ※譲渡適性等により延長	○	○	○	×	埼玉県に委託	0	埼玉県に委託	埼玉県に委託	0	-	-	○
越谷市	動物管理センター	1	○	-	-	動物管理センター	公示ホームページ	(所有者からの引取り) 1日間～ ※譲渡適性があれば、譲渡できるまで (所有者不明) 9日間～ ※譲渡適性があれば、譲渡できるまで	○	○	○	×	埼玉県に委託	0	埼玉県に委託	埼玉県に委託 収容中死亡死体は民間業者に委託	0	-	-	○
川口市	川口市動物管理センター	1	○	-	-	川口市動物管理センター	市ホームページ	所有者からの引取りの場合 0日以上、譲渡適性あれば延長 所有者不明の場合 5日以上、譲渡適性あれば延長	○	○	○	×	埼玉県に委託	0	埼玉県に委託	埼玉県に委託 収容中死亡死体は民間委託	0	-	-	○

自治体名	猫の引取り等の業務																			
	引取り			移送 (引取場所→保管場所)		保管			処分						死体の処理			市町村に 対する協力依 頼事項	負傷動物 収容実施	
	引取場所	箇所数	マイクロ チップ 確認	担当者	回数	保管場所	公開 方法	保管期間	返還	譲渡			殺処分場所	箇所数	致死方法	焼却場所	箇所数			その他
									飼養 希望者 (個人)	飼養 希望者 (団体)	その他									
船橋市	動物愛護 指導セン ター	1	○	-	-	動物愛護 指導セン ター	公示、収容 状況・譲渡 情報をホーム ページで 公開	(所有者からの引取り) 0日間～ ※譲渡適性等により延 長 (所有者不明) 5日間～ ※譲渡適性等により延 長	○	○	○	×	動物愛護指 導センター	1	チアミラー ルナトリウ ムの静脈注 射及びペン トバルビ タールカル シウム錠の 経口投与	外部機関 に委託	0	-	-	○
柏市	動物愛護 ふれあい センター	1	○	動物愛護ふれあい センター	-	動物愛護 ふれあい センター	公示 ホームペ ージ	(所有者からの引取り) 0日間～ ※譲渡適性等により延 長 (所有者不明) ・警察からの収容及び 野外で負傷していた成 猫の場合 3日間～ ※譲渡適性等により延 長 ・乳飲みの猫 0日間～ ※譲渡適性等により延 長	○	○	○	×	動物愛護ふ れあいセン ター	1	チオペン タールナトリ ウムを静脈 注射	民間委託	0	-	-	○
八王子市	保健所	1	○	委託業者	収容動物 がある場 合、1日1 回	東京都動 物愛護相 談セン ター	公示 ホームペ ージ(東京都 へのリンク 付)	東京都に委託	○ 収容日 当日の み実施	×	○ 収容日 当日の み実施	×	東京都に委 託	0	東京都に委 託	東京都に 委託	0	-	-	○
横須賀市	動物愛護 センター	1	○	-	-	動物愛護 センター	公示 ホームペ ージ	(所有者からの引取り) 1日間～ ※譲渡適性があれば 譲渡できるまで (所有者不明) 14日間～ ※譲渡適性があれば 譲渡できるまで	○	○	○	×	動物愛護セ ンター	1	薬品(ペン トバルビ タールナトリ ウム)の注射 と炭酸ガス	小動物火 葬施設 (市資源 循環部所 管)	1	-	-	○

自治体名	猫の引取り等の業務																			
	引取り			移送 (引取場所→保管場所)		保管			処分					死体の処理			市町村に対する協力依頼事項	負傷動物収容実施		
	引取場所	箇所数	マイクロチップ確認	担当者	回数	保管場所	公開方法	保管期間	返還	譲渡			殺処分場所	箇所数	致死方法	焼却場所			箇所数	その他
									飼養希望者(個人)	飼養希望者(団体)	その他									
富山市	保健所	1	○	-	-	保健所	一部を公開	(所有者からの引取り)0日間～ (所有者不明)0日間～ ※譲渡適性により延長	○	○	○	×	保健所	1	薬品(ペントバルビタール)の注射	民間委託	0	-	-	○
金沢市	動物愛護管理センター	1	○	-	-	動物愛護管理センター	公示ホームページ	(所有者からの引取り)制限なし ※譲渡適性があれば、譲渡出来るまで (所有者不明)制限なし ※譲渡適性があれば、譲渡出来るまで	○	○	×	×	動物愛護管理センター	1	薬品(ペントバルビタールNa)の注射	民間委託	0	-	-	○
	保健所	1	○	動物愛護管理センター	随時															
福井市	福井県動物愛護センター	1	○	-	-	福井県動物愛護センター	公示ホームページ	(所有者からの引取り)1日～ ※譲渡適性があれば、譲渡できるまで (所有者不明)1日～ ※譲渡適性があれば、譲渡できるまで	○	○	○	×	福井県に委託	1	薬品(塩酸メドミジン、塩酸キシラジンおよび塩化スキサメニウム)の筋肉注射	福井市管理施設	1	-	-	○
	保健所	1	○	委託業者	随時															
甲府市	健康支援センター(保健所)	1	○	健康支援センター(保健所)職員	随時	健康支援センター又は環境センター	公示市ホームページ	(所有者からの引取り)0日間～ (所有者不明)4日間～	○	○	○	山梨県に委託	山梨県に委託	0	山梨県に委託	山梨県に委託	0	-	-	○
長野市	保健所	1	○	-	-	保健所	公示、一部をホームページ及びSNSで公開	(所有者からの引取り)0日間～ ※譲渡適性あれば譲渡できるまで (所有者不明)3日間～ ※譲渡適性あれば譲渡できるまで	○	○	○	×	保健所	1	薬品(チオペンタールナトリウム)の注射	長野県に委託	0	-	-	○

自治体名	猫の引取り等の業務																			
	引取り			移送 (引取場所→保管場所)		保管			処分					死体の処理			市町村に対する協力依頼事項	負傷動物収容実施		
	引取場所	箇所数	マイクロチップ確認	担当者	回数	保管場所	公開方法	保管期間	返還	譲渡			殺処分場所	箇所数	致死方法	焼却場所			箇所数	その他
									飼養希望者(個人)	飼養希望者(団体)	その他									
松本市	保健所	1	○	-	-	保健所	ホームページ	譲渡適性があれば、譲渡できるまで	○	○	○	×	保健所	1	薬品(セコバルビタールナトリウム)静脈注射	松本クリーンセンター(松塩筑広域施設組合管理)	1	-	-	○
岐阜市	保健所	1	○	保健所	週1回	畜犬管理センター	公示ホームページ	(所有者からの引取り)0日間～ ※譲渡適性があれば、譲渡できるまで(所有者不明)3日間～ ※譲渡適性があれば、譲渡できるまで	○	○	○	×	業者専用施設・畜犬管理センター	2	炭酸ガス	市営斎場	1	-	-	○
豊田市	動物愛護センター	1	○	-	-	動物愛護センター	市で告示、一部をホームページで公開	(所有者からの引取り)1日間～ ※譲渡適性があれば、譲渡できるまで(所有者不明)6日間～ ※譲渡適性があれば、譲渡できるまで	○	○	○	×	愛知県に委託	0	愛知県に委託	愛知県に委託	0	-	-	○
	市役所(足助支所地域保健課)	1	○	動物愛護センター職員	月2回(予約制)															
豊橋市	保健所	1	○	-	-	保健所	公示市のホームページ	(所有者からの引取り)1日間～ 譲渡適性等により延長(所有者不明)7日間～ 譲渡適性等により延長	○	○	×	×	愛知県に委託	0	愛知県に委託	愛知県に委託	0	-	-	○
岡崎市	動物総合センター	1	○	-	-	動物総合センター	公示ホームページ	(所有者からの引取り)0日～ 譲渡適性あれば譲渡できるまで(所有者不明)3～7日 譲渡適性あれば譲渡できるまで	○	○	○	×	愛知県に委託	0	愛知県に委託	愛知県に委託	0	-	-	○

自治体名	猫の引取り等の業務																			
	引取り			移送 (引取場所→保管場所)		保管			処分						死体の処理			市町村に 対する協力依 頼事項	負傷動物 収容実施	
	引取場所	箇所数	マイクロ チップ 確認	担当者	回数	保管場所	公開 方法	保管期間	返還	譲渡			殺処分場所	箇所数	致死方法	焼却場所	箇所数			その他
									飼養 希望者 (個人)	飼養 希望者 (団体)	その他									
一宮市	愛知県動物愛護センター尾張支所	1	○	-	-	愛知県動物愛護センター	公示(所定の掲示場所への掲示)ホームページ	(所有者からの引取り)0日～ ※譲渡適性あれば譲渡できるまで(所有者不明)7日～ ※譲渡適性あれば譲渡できるまで	○	愛知県に委託	愛知県に委託	×	愛知県に委託	0	愛知県に委託	愛知県に委託	0	-	-	○
大津市	動物愛護センター	1	○	-	-	動物愛護センター	公示ホームページ	(所有者からの引取り)1日以上(所有者不明)7日以上(譲渡適性がある場合)期間の定めなし	○	○	×	×	滋賀県に委託	0	滋賀県に委託	滋賀県に委託 収容中死亡個体は市営斎場	0	-	-	○
高槻市	保健所	1	○	大阪府に委託	週2回	大阪府に委託(高槻市で一時保管)	公示ホームページ	大阪府に委託(高槻市で一時保管)	○	○ 大阪府に委託	○ 大阪府に委託	×	大阪府に委託	0	大阪府に委託	大阪府に委託	0	-	-	○
東大阪市	動物指導センター	1	○	-	-	動物指導センター	保健所での公示、動物指導センター掲示板にてお知らせ、市ホームページ掲載	(所有者からの引取り)0日間～ ※譲渡適性等により延長(所有者不明)4日間～ ※譲渡適性等により延長 乳飲みの猫 0日間～ ※譲渡適性等により延長	○	○	○	×	動物指導センター	1	薬品(塩酸メドミジンとベントバルビタールナトリウム)の注射	東大阪都市清掃施設組合	1	-	-	○
豊中市	保健所	1	○	大阪府に委託	週2回	大阪府に委託(当市にて一時保管)	公示ホームページ	大阪府に委託(当市にて一時保管)	○	○ (譲渡は大阪府に委託)	○ (譲渡は大阪府に委託)	×	大阪府に委託	0	大阪府に委託	大阪府に委託	0	-	-	○

自治体名	猫の引取り等の業務																			
	引取り			移送 (引取場所→保管場所)		保管			処分					死体の処理			市町村に対する協力依頼事項	負傷動物取容実施		
	引取場所	箇所数	マイクロチップ確認	担当者	回数	保管場所	公開方法	保管期間	返還	譲渡			殺処分場所	箇所数	致死方法	焼却場所			箇所数	その他
									飼養希望者(個人)	飼養希望者(団体)	その他									
枚方市	保健所	1	○	保健所	随時	保健所及び枚方市犬猫一時管理センター	公示、一部をホームページやポスターにて公開	(所有者からの引取り)1日間～(譲渡適性があれば延長) (所有者不明)3日間～(譲渡適性があれば延長)	○	○	○	×	保健所	1	ペントバルビタールNaの過剰投与	市焼却施設	1	-	-	○
八尾市	保健所	1	○	大阪府に委託	週2回	大阪府に委託(八尾市で一時保管)	公示、一部をホームページにて公開	大阪府に委託(八尾市で一時保管)	○	○ 大阪府に委託	○ 大阪府に委託	×	大阪府に委託	0	大阪府に委託	大阪府に委託	0	-	-	○
寝屋川市	保健所	1	○	委託業者	週2回	大阪府に委託(当市にて一時保管)	公示ホームページ	(所有者からの引取り)0日間～(所有者不明)3日間～	○	×	×	×	大阪府に委託一部保健所	1	薬品(チオペンタールナトリウム)の注射	大阪府に委託一部市クリーンセンター	1	-	-	○
吹田市	市保健所	1	○	委託業者	週2回	大阪府に委託(当市にて一時保管)	告示	(所有者からの引取り)0日間～ ※譲渡適性等により延長 (所有者不明)告示の日から起算して4日～ ※譲渡適性等により延長	○	○	×	×	大阪府に委託一部保健所	1	塩酸メデトミジン、ミダゾラム、チオペンタールの注射	大阪府に委託一部市火葬場	1	-	-	○
姫路市	動物管理センター	1	○	-	-	動物管理センター	公示	(所有者からの引取り)0日間～ ※譲渡適性等により延長 (所有者不明)4日間～ ※譲渡適性等により延長	○	○	○	×	動物管理センター	1	薬品(チオペンタールナトリウム)の注射	兵庫県に委託	0	-	-	○

自治体名	猫の引取り等の業務																			
	引取り			移送 (引取場所→保管場所)		保管			処分					死体の処理			市町村に対する協力依頼事項	負傷動物収容実施		
	引取場所	箇所数	マイクロチップ確認	担当者	回数	保管場所	公開方法	保管期間	返還	譲渡			殺処分場所	箇所数	致死方法	焼却場所			箇所数	その他
									飼養希望者(個人)	飼養希望者(団体)	その他									
西宮市	動物管理センター	1	○	-	-	動物管理センター	公示ホームページ	0日～ (個々に対応)	○	○	○	×	動物管理センター	1	薬品(ペントバルビタールナトリウム等)の注射	西宮市内焼却施設	1	-	-	○
尼崎市	動物愛護センター	1	○	-	-	動物愛護センター	公示ホームページ	(所有者からの引取り) 0日間～ ※譲渡適性等により延長 (所有者不明) 4日間～ ※譲渡適性等により延長	○	○	○	×	動物愛護センター 兵庫県に一部委託	1	炭酸ガス及び薬品(ペントバルビタールナトリウム)の注射	兵庫県に委託	0	-	-	○
明石市	あかし動物センター	1	○	-	-	あかし動物センター	公示	(所有者からの引取り) 1日間～ ※譲渡適性があれば、譲渡 保管期間については動物の状態により決定 (所有者不明) 3日間～ ※譲渡適性があれば、譲渡 保管期間については動物の状態により決定	○	○	○	×	あかし動物センター	1	薬品(ペントバルビタールナトリウム)の注射による安楽死	兵庫県に委託	1	-	-	○
奈良市	保健所	1	○	-	-	保健所	公示 状況に応じホームページで公開	(所有者からの引取り) 0日間～ ※譲渡適性等により延長 (所有者不明) 14日間～ ※譲渡適性等により延長	○	○	×	個人または団体への譲渡の委託	奈良県に委託	0	奈良県に委託	奈良県に委託	0	-	-	○
	行政センター(所有者不明に限る)	2	○	保健所	随時	保健所														
和歌山市	動物愛護管理センター	1	○	動物愛護管理センター	随時	動物愛護管理センター	公示HP及びツイッター	4～7日 譲渡適性があれば延長	○	○	○	×	動物愛護管理センター	1	吸入麻酔ガス(セボフルラン)	市焼却施設	1	-	-	○

自治体名	猫の引取り等の業務																			
	引取り			移送 (引取場所→保管場所)		保管			処分					死体の処理			市町村に対する協力依頼事項	負傷動物収容実施		
	引取場所	箇所数	マイクロチップ確認	担当者	回数	保管場所	公開方法	保管期間	返還	譲渡			殺処分場所	箇所数	致死方法	焼却場所			箇所数	その他
									飼養希望者(個人)	飼養希望者(団体)	その他									
鳥取市	保健所	1	○	保健所	随時	犬管理所	公示ホームページ	(所有者からの引取り)0日間～ ※譲渡適性があれば可能な限り (所有者不明)8日間～ ※譲渡適性があれば可能な限り	○	○	○	公益財団法人への動物愛護センター機能委託	犬管理所	1	薬品(ペントバルビタールNa)の注射	外部機関	0	-	広報	○
松江市	保健所	1	○	-	-	保健所	公示(市、保健所の掲示場への掲示)ホームページ	1～7日	○	○	○	×	動物管理センター(島根県へ負担金を支出)	1	・炭酸ガス・静脈注射(ペントバルビタールNa)	動物管理センター(島根県へ負担金を支出)	1	-	-	○
倉敷市	保健所	1	○	-	-	保健所	公示、ホームページ	(所有者からの引取り)0日間～(譲渡適性により延長、最大60日間) (所有者不明)3日間～(譲渡適性により延長、最大60日間)	○	○	○	×	岡山県に委託	0	岡山県に委託	岡山県に委託市斎場にて焼却	1	-	-	○
福山市	福山市動物愛護センター	1	○	-	-	福山市動物愛護センター	告示ホームページ	(所有者からの引取り)※譲渡適性があれば譲渡できるまで (所有者不明)3日間～ ※譲渡適性があれば譲渡できるまで	○	○	○	×	福山市動物愛護センター	1	麻酔薬の静脈注射(チオペンタールナトリウム)	広島県に委託	0	-	-	○
呉市	動物愛護センター	1	○	委託業者	適宜	動物愛護センター	公示ホームページ	(所有者からの引取り)1日間～ ※譲渡適性があれば、譲渡できるまで (所有者不明)5日間～ ※譲渡適性があれば、譲渡できるまで	○	○	○	×	動物愛護センター	1	注射(チオペンタールナトリウム投与後スキサメニウム塩化物投与)	市焼却施設	1	-	-	○
	保健所・市民センター	18	○ センター収容時に確認	委託業者	適宜															

自治体名	猫の引取り等の業務																			
	引取り			移送 (引取場所→保管場所)		保管			処分					死体の処理			市町村に対する協力依頼事項	負傷動物 収容実施		
	引取場所	箇所数	マイクロチップ確認	担当者	回数	保管場所	公開方法	保管期間	返還	譲渡			殺処分場所	箇所数	致死方法	焼却場所			箇所数	その他
									飼養希望者(個人)	飼養希望者(団体)	その他									
久留米市	動物管理センター	1	○	-	-	動物管理センター	公示、ホームページで公開(一部)	0~10日	○	○	○	×	福岡県に委託	0	福岡県に委託	福岡県に委託	0	-	-	○
長崎市	動物管理センター	1	○	-	-	動物管理センター	市のホームページ(一部掲載) Twitter(一部掲載)	1日~ ※譲渡適性があれば、譲渡できるまで	○	○	○	×	動物管理センター	1	炭酸ガス	動物管理センター	1	-	-	○
佐世保市	犬管理所	1	○	-	-	犬管理所	公示状況に応じてホームページ	0日~ ※譲渡適性等により延長	○	○	○	×	犬管理所	1	・炭酸ガス ・ペントバルビタールの静脈注射	長崎県に委託	0	-	-	○
	保健所	1	○	保健所	随時															
大分市	おおいた動物愛護センター	1	○	-	-	おおいた動物愛護センター	公示なし	(所有者からの引取り) 0日~ ※譲渡適性があれば、譲渡できるまで (所有者不明) 0日~ ※譲渡適性があれば、譲渡できるまで	○	○	○	×	大分県に委託	1	大分県に委託	大分県に委託	0	-	-	○
宮崎市	動物愛護センター	1	○	-	-	動物愛護センター	公示ホームページ	(所有者からの引取り) 1日間~ ※譲渡適性があれば、譲渡できるまで (所有者不明) 7日間~ ※譲渡適性があれば、譲渡できるまで	○	○	○	×	動物愛護センター	1	静脈注射(ペントバルビタールNa)	エコクレーンプラザみやざき	1	-	-	○

自治体名	猫の引取り等の業務																			
	引取り			移送 (引取場所→保管場所)		保管			処分						死体の処理			市町村に 対する協力依 頼事項	負傷動物 収容実施	
	引取場所	箇所数	マイクロ チップ 確認	担当者	回数	保管場所	公開 方法	保管期間	返還	譲渡			殺処分場所	箇所数	致死方法	焼却場所	箇所数			その他
									飼養 希望者 (個人)	飼養 希望者 (団体)	その他									
鹿児島市	鹿児島市動物愛護管理センター	1	○	-	-	鹿児島市動物愛護管理センター	公示 一部をホーム ページで 公開	(所有者からの引取り) 0日間～ ※譲渡適正等により延 長 (所有者不明) 4日間～ ※譲渡適性等により延 長	○	○	×	×	鹿児島市動物愛護管理センター (公益財団法人鹿児島市獣医公衆衛生協会に委託)	0	炭酸ガス (一部アモ バルビター ルを前投与)	鹿児島市動物愛護管理センター(公益財団法人鹿児島市獣医公衆衛生協会に委託)	0	-	-	○
那覇市	環境部環境衛生課	1	○	環境部環境衛生課	平日	沖縄県動物愛護管理センター	公示 市のホーム ページ	2日間 (所有者からの引取り) ※譲渡適性等により延 長 5日間 (所有者不明) ※譲渡適性等により延 長	○	○	○	×	沖縄県動物愛護管理センターに委託	0	沖縄県動物愛護管理センターへ委託	沖縄県動物愛護管理センターへ委託	0	-	-	○

注1: 「移送」の欄については、引取場所と保管場所が同じで、移動のない場合は「-」と記載。

注2: その他、該当なしの場合は「-」と記載。